



米国海外腐敗行為防止法ガイドラインおよびグローバル腐敗防止ポリシー

倫理および誠実さは、Robert Half Inc.（以下「Robert Half」または「当社」と呼称）とその関連会社にとって、設立以来、根底に据えてきた中核をなす価値観です。当社は、最高の倫理基準に則って会社の事業を遂行することに常に尽力しています。この取り組みの一環として、Robert Halfは適用される腐敗防止および汚職防止の諸法規を確実に遵守します。これらの法規には、米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」と略記）や2010年英国贈収賄防止法をはじめ、当社が事業を行っている国や地域におけるその他の法規が含まれます。

本ポリシーは、適用される腐敗防止法の遵守を求めるものであり、当社が事業を行っているあらゆる場所において、当社と当社のすべての役員、経営幹部、および従業員に適用されます。本ポリシーはまた、世界のあらゆる場所で当社と業務を行っている期間中または当社に代わって業務を遂行している期間中に、ベンダー、サプライヤー、第三者コンサルタント、代理人、代表者にも適用されます。

公務員または民間の個人・団体・企業に対して、有価物の提供、約束、承認、受領、または支払いを行ったり、あるいは公務員または民間の個人・団体・企業から、有価物の提供、約束、承認、受領、または支払いを受けたりすることは、直接的または第三者を通じた間接的なもののいずれであっても、不適切な利益を得たり、維持したりする目的で何らかの行動や決定に影響を与える意図をもってなされれば、本ポリシーへの違反となります。これには、商業賄賂やキックバックも含まれます。「有価物」という用語は広く解釈されており、金銭および金銭同等物、贈答品、旅行、接待、政治献金、慈善寄付、雇用提供、またはその他の便宜が含まれます。さらに本ポリシーは、円滑化のための支払いを禁止しています。円滑化のための支払いとは、公務員の既存の義務（地域における許可や査証の処理、または公共サービスの提供など）の履行もしくは履行の迅速化を求めて、金銭または金銭同等物、贈答品、便宜、物品またはサービスを公務員に提供することであり、賄賂の一形態にあたります。

「公務員」という用語は幅広い人々を指し、以下が含まれます（ただしこれらに限定されません）。

1. 政府またはその機関もしくは部署の職員または代理人
2. 政府が保有または管理する企業/組織の職員または代理人
3. 政党
4. 政党の職員または代理人
5. 政治家候補者
6. 公的国際機関（世界銀行、欧州連合、国際通貨基金、国際連合など）の職員または代理人、および
7. 上記が指定する、あるいは上記に代わって行動する、家族またはその他の第三者。

価格が妥当な通常のビジネスランチやその他の同様の行為については、その受領者の立場の悪用を誘発することが意図されていない名目上の価値のある物品の提供または受領を、当社のポリシーおよび適用される法律に準拠し、適切になされる行為として公務員または民間の個人・団体・企業と行う場合は、認められています。本ポリシーがご自分にどのように適用されるのかが不明な場合や、自分が置かれるであろう立場についてご質問がある場合は、roberthalfethicsline.com のRobert Half「Ethics and Compliance (倫理・コンプライアンス)」オンライン報告ツールを利用してお問い合わせください。

米国の公開企業として、当社はまたFCPAの会計規定も遵守しなければなりません。FCPAのこれらの規程は、当社に以下のことを求めています。

(1) 正確かつ適切に詳細を記した帳簿、記録、および会計の維持（「帳簿・記録に関する規定」）、および

(2) FCPAへの違反を防止するため適切に構築された内部会計管理システムの採用および維持

FCPAの会計規程は、たとえ不正な支払いが存在していなくても適用されます。したがって、会社の文書または帳簿および記録のいかなる変更または改ざんや誤解を招く記帳は、固く禁止されています。

本ポリシーまたは適用される腐敗防止法あるいは同様の法規への違反には、FCPA（米国外での行為にも適用）または当該違反行為が行われた国・地域の現地の法律によって、当社と当事者に厳しい民事罰または刑事罰が科される可能性があります。またそのような違反には、解雇を含む懲戒処分が科される場合があります。

本ポリシーに関するご質問がある場合、または本ポリシーがご自分にどのように適用されるのかが不明な場合や自分が置かれるであろう立場についてご質問がある場合は、Robert Halfの法務部に直ちにご連絡ください。または roberthalfethicsline.com Robert Half「Ethics and Compliance (倫理・コンプライアンス)」オンライン報告ツールを利用してお問い合わせいただくか、北米からであれば電話（**1.800.251.4621**）でもお問い合わせいただけます。

当社は、潜在的または実際に行われた不正行為あるいは本ポリシーへの違反を誠実に報告した個人に対して、直接的または間接的な報復を行うことは、それがいかなる形態のものであれ、容認しません。

国別のフリーダイヤル番号

国	ホットライン電話番号
オーストラリア	1.800.764.392
オーストリア*	0800.281734
ベルギー*	0800.708.64
ブラジル	0.800.591.1307
ブルガリア	0800.46055
カナダ	1.800.251.4621
チリ	800.914.044
中国	400.120.3145
フランス*	0805.080313
ドイツ*	0800.183.0550
香港	800.962.233
インド	000.800.050.1471
アイルランド*	1800.904.177
イタリア*	800.727.419
日本	0800.222.1142
ルクセンブルク*	800.2.2992
オランダ*	0.800.023.4122
ニュージーランド	0800.746305
シンガポール	800.492.2392
スイス*	0800.836.911
アラブ首長国連邦	8000.3205.17
イギリス*	0.800.086.8406
アメリカ合衆国	1.800.251.4621

* これらの国の従業員は、各国の「内部告発ポリシー」に定める非論理的または違法な行為の報告についてのガイドラインに従う必要があります。各国のガイドラインが本書の指示と矛盾する場合は、ガイドラインが優先します。

上記以外の国については、国際アクセスが可能なホットライン番号（+1-720-514-4400）をご利用ください（国によっては、最初に国固有のダイレクトアクセスコードを入力しなければならない場合があります。また長距離通話料金が適用される場合があることにご留意ください）。

roberthalf.com

